

## 議案第 80 号

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部改正について

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 28 年 1 月 28 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市学童保育室設置及び管理条例（平成 25 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 保育室の利用の許可に関する業務

第 8 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 保育室の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績

第 11 条（見出しを含む。）中「に入室できる」を「を利用できる」に改める。

第 13 条の見出しを「（利用時間）」に改め、同条第 1 項及び第 2 項中「保育時間」を「保育室の利用時間」に改め、同条第 3 項中「保育時間」を「利用時間」に改める。

第 14 条の見出しを「（利用時間の延長）」に改め、同条中「に入室する」を「を利用する」に、「保育時間」を「利用時間」に改める。

第16条の見出しを「（利用許可）」に改め、同条中「に入室しよう」を「を利用しよう」に、「市長の入室」を「指定管理者の利用」に改める。

第17条の見出しを「（利用許可の取消し）」に改め、同条中「市長は」を「指定管理者は」に、「に入室する」を「を利用する」に、「入室の」を「利用の」に、「入室を」を「利用を」に改め、同条第2号中「学童保育料」を「利用料金」に改め、同条第3号中「市長」を「指定管理者」に改める。

第19条中「に入室する」を「を利用する」に改める。

第20条を次のように改める。

（利用料金）

第20条 利用料金の上限は、児童1人につき、当該児童の属する世帯の所得額の状況に応じて月額10,000円（利用時間を延長した場合については、日額200円）を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 保育室を利用する者は、前項の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた利用料金を納付しなければならない。

第22条を第23条とする。

第21条の見出しを「（利用料金の減免）」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「前条第1項に規定する学童保育料を」を「第20条第2項に規定する利用料金を市長の承認を得て」に改め、同条を第22条とする。

第20条の次に次の1条を加える。

（利用料金の収入）

第21条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北本市学童保育室設置及び管理条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、平成29年度以後に行われる放課後児童健全育成事業について適用し、平成28年度までに行われた放課後児童健全育成事業については、なお従前の例による。

3 新条例第8条の規定は、平成29年度以後の年度分の事業報告書の作成及び提出について適用し、平成28年度までの年度分の事業報告書の作成及び提出については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に改正前の北本市学童保育室設置及び管理条例第16条の規定によりされた入室の許可は、新条例第16条の規定によりされた利用の許可とみなす。

5 新条例第20条から第22条までの規定は、平成29年4月分以後の利用料金について適用し、同年3月分までの学童保育料については、なお従前の例による。

（準備行為）

6 新条例第20条に規定する利用料金の決定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。